

平成 24 年度第 2 回（108 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 24 年 8 月 21 日午後 3 時から

場 所：健康センター 第 1 会議室

出席者：下嶋一義、伴貞男、戸塚弘、原剛、大森正子、織田祐輔、長縄宜幸、野島和季子、鈴木紀子、石津和幸、星野芙美子、河原守、菊池義昭、小川弥栄子、齊藤しのぶ

事務局（市民協働係長、企画課主事）

欠席者：赤石達樹、金子裕輝、原田輝雄、青山茂昭、真田美那子

<配布資料>

- 1 平成 24 年度第 2 回（第 108 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 平成 24 年度まちづくり委員会開催会場一覧
- 3 提案「リスクコミュニケーションの強化を」資料
- 4 まちづくり提案審議 進行表
- 5 平成 24 年度第 1 回（第 109 回）清瀬市まちづくり委員会議事要旨
- 6 清瀬市まちづくり委員会運営基本方針
- 7 提案「老人いこいの家の有効活用化」資料

1 開会

2 前回の確認

<委員により前回の議事要旨を確認。>

事務局：議事内容について個人名は載せず、委員と標記している。また市ホームページに今年度の会議日程を掲載した。

委員長：前回の議事要旨を確認していただいたが、訂正がないということよろしいか。

<了承>

委員長：昨年度審議し、回答を行った市民提案について、現在の市での活動状

況の報告を本日防災防犯課係長に出席していただいているので行ってもらう。今年度より新たに委員になった方もいるので、確認として提案内容と回答は次の通りである。

＜提案「リスクコミュニケーションの強化を」の提案と回答を委員長より読み上げた。＞

委員長：提案の回答について、現在どのように実施しているかの説明をお願いしたい。

防災防犯課：現在地震の被害想定を元に清瀬市の地域防災計画の見直しを庁内で行っている。また今年度中にハザードマップの作成や防災行政無線の増設を予定している。リスクコミュニケーションの強化については今年度も8月の総合防災訓練を予定している。また立科町との災害時相互応援協定を結び、9月の市報で市内の防災の現状を掲載していく予定である。

委員長：市報へ備蓄の量を掲載するのか。

防災防犯課：備蓄は流動的なので今回は備蓄の種類を公表する。現在備蓄の転換期なので、定まったら量も公表していく予定である。

委員：災害時に例えて言うと旭が丘の住民が駅前の西友まで救援物資を取りに行くのであろうか。市内全域のコンビニとも協力協定を結ぶべきである。

委員：市報に掲載する際に、まちづくり委員会へ防災に関する提案があった旨を載せていただきたい。

委員：災害時、都内の被災者の受け皿になり得る市であるので、そのことも織り交ぜて地域防災計画を考えてもらいたい。

委員：学校、学童、保育では独自に防災マニュアルがある。仮に災害の場合、保護者と連絡または迎えにくるまで預かった乳児を守るシステムがある。

防災防犯課：震災時、乳幼児がいる家庭で、授乳を行うために仕切りの壁が必要と考え、今年度女性専用のパーテーションルームのための備品を購入予定である。

委員長：今回委員より会議についての提案があるので、説明をお願いします。

【提案内容】

- (1) 市民の提言に対する検討・回答が遅い⇒迅速に検討・回答、市長に提言
- (2) 会議で発言しない人がいる⇒全員が発言、知恵を出し合う
- (3) 個々の発言の観点が多様でまとまらない⇒観点で決めて話し合う
- (4) 委員長の発言が意見と進行（司会）が重複していて分かりにくい⇒司会者を置く

(5) 板書を事務局に任せない⇒委員（副委員長）が行う

委員：市民の提案と委員会での審議の件数が一致していない。

事務局：全てを提案として受けるのではなく、まちづくりに関する具体的にどのようにしていきたいかを書いていないと受けていない。道路を広げるや木を切って欲しい等の要望については市長への手紙として扱う。提案数と審議の件数が一致しないのは同じような内容の提案についてはまとめて審議をしている。

委員：審議が遅れている場合は提案者に進行状況を連絡すればよい。また小グループに分けて話し合っても、まとめる際にまた話し合う時間が必要となるので全員で話し合った方がよいと思う。

委員：発言しない委員については、他の委員と同じ意見の場合は発言しただけである。

事務局：提案の審議については特に期限はないが、審議が遅れている場合は提案者に進捗状況を連絡している。

委員：会議の改善について話し合う場ではなく、市民の提案について話し合う場なので、この件については委員長と事務局で話し合っていたきたい。

委員：会議の進め方について、今のままで特段問題がないと感じる。委員長と司会が一緒なのは割合能率的であると思う。

3 提案審議

委員長：提案「老人いこいの家の有効活用化」について読み上げる。

【提案内容】

現在、老人いこいの家が、十分に利用されているか疑問です。本年の夏は、節電のため 老人いこいの家のクーラーを使用して、避難所としての作戦が採られたが、利用された市民の方々はどの位あっただろうか？一方、老人いこいの家の開設当初から利用されている一期生は、なじみがあっても、その後の高齢者にはあまり行きたくない場所となっていないだろうか？

(提案)

・まず、名前の変更希望。

老人を削除し、単に「いこいの家」 または、「〇〇〇サロン」等に

・利用者の範囲拡大希望。

老人主体から 誰でも参加可能にし、活性化したい。また、いくつかのグループが、混同して利用可能としより有効にする。

・施設の雰囲気をおしゃれに改装希望。

畳の場所を一部にして、フローリングの多目的スペースも確保したらどうでしょうか。トイレも含め車イスの利用可能な施設に改装。
結論としては、市民の誰でも（特に子供、子育て中の母親、高齢者、障害者等）が気軽に集える魅力ある場所になって欲しい。

委員：今年は猛暑対策にいこいの家は使用したのか。

委員：去年はいこいの家を猛暑対策として周知し過ぎたと主管課が言っていた。今年は公共施設として受け入れようと言う事で、老人いこいの家を周知しなかった。今年は老人会が使用していない時に9時から16時でシルバーに委託して、猛暑対策として使用していた。

委員：名前を変えることは出来ないのか。

委員：土地を市で提供しているが、建物は都で管理していると聞いた。また条例の関係から変えるのは複雑である。

委員長：事務局で調べてもらう。

委員：サロンに誰が入っても良いわけではなく、管理が大切である。今回の問題は誰でも使えるようにするのと名前を変えることにより解決するのではないか。

委員：やはり「老人」という名称には抵抗を感じる。

委員：「老人」と言う名前は以前からついていたのか。

委員：最初からついていた。

委員：使用については寛大に使用出来る。だが使用する際は鍵を返す等の手続きが面倒である。

委員：老人いこいの家について、所管課長を委員会に呼びたい。

事務局：老人いこいの家は地域の老人会が無償で使用出来る代わりに管理運営を任せている。

委員長：詳細も含めて、次回主管課長を呼んでもらう。

委員：下清戸にはサロンがないので、誰でも使えるようにしてもらいたい。

4 その他

今回は9月24日、生涯学習センターにて15時より行う。